



明治3年の20円金貨



元禄一両小判金

## 貨幣から歴史を眺めてみると

前国際局為替市場課課長補佐 増永 武

### (1) 幕末ドルショックと円の誕生

我が国の貨幣制度がほぼ統一的なものとなつたのは徳川時代であるが、徳川時代の幣制は、金貨も銀貨とともに本位貨幣である金銀複本位制であったとされている。貨幣の単位は、両・分・朱といい、一両の四分の一が朱という四進法であった。徳川時代の金銀複本位制が維持されていたのは鎖国による封鎖経済であったことによるものであり、嘉永6(1853)年6月アメリカ東インド洋艦隊の司令官ペリーが軍艦を率いて幕府に開国を求めたのがきっかけとなり鎖国政策は崩れ、安政4(1858)年6月、日米修

好通商条約が結ばれた。同条約の第5条に「外国の緒貨幣は日本貨幣と同種類、同量を以って通用すべし」とあり、この条項に基づき、当時、事実上の国際通貨として機能していたメキシコ銀ドル貨幣（洋銀）と一分銀の交換比率が1ドル=3分と定められた。当時、日本の金と銀の交換割合は約1対5、外国では1対15ぐらいだったので、外国人はドル銀貨を日本の銀貨と交換し、さらにそれを日本の金貨に換えたことにより、メキシコ銀ドル貨幣が我が国に大量に入流し、これに代わって大判金、小判金などの我が国金貨が流出した。これにより金銀複本位制は事実上の銀本位制しかもメキシコ銀本位制となってしまい、幕府の幣制は崩壊の途をたど

ることになる。また、幕藩財政や武士たちの窮乏を激化させて幕府の支配体制の解体を早めることにもなった（幕府崩壊の最大の原因とする説もある）。

このような幣制混乱、国内の疲弊のうちに明治維新となるが、新政府は近代的統一国家を建設するためには、まず幣制を確立することが必要であると考えた。そこで政府は幣制の改革について協議を重ねた結果、明治4年、我が国最初の貨幣法規となる「新貨条例」を制定した。これにより従来の方形貨幣を円形に改めるとともに、両・分・朱という四進法を十進法に改め、新しい単位の呼称を「円」、「銭」、「厘」と定めた。



元禄一分判金

### 【豆知識】円の誕生

貨幣の単位が「円」に決まった理由は実はよく分かっていない。しかし、有力な説はいくつかあり、

- ① 慶應2（1866）年当時、香港では既に1円、半円などの貨幣が鋳造されており、香港から造幣機械が輸入された際、その名前も輸入されたという説。
- ② 貨幣を鋳造する際にその形をそれまでの種々なものから円形に統一したので、円にしたという説

である。

### 【豆知識】大隈重信の頓智

明治貨政考要の記事によると、重信が新しい貨幣を円形に統一するのが良いと主張したとき、これに反対する者が多かったそうであるが、重信は「親指と人さし指の先を合わせて、円の形を作りそれをそばの人に見せれば誰でもそれが貨幣であるということが分からぬものはない。だいたい物が四角であると廻しにくくて摩損することが多い。円ければ摩損が少なく廻し易い。外国では貨幣はみな円形を採用している。实际上も懷中からの出し入れには円い貨幣は便利である。だから新しい貨幣は円形にするのが一番よい。」と言いい、皆がもっともだとうなずいたと言う。

## (2) 近代金貨の発行

新貨条例の制定にあたり、当初、政府は日本をとりまくアジアの国々がほとんど銀本体制を採用していたので、わが国としても銀本体制を採用する方針であったが、当時、米国に出張中であった大蔵少輔伊藤博文の意見により金本位制採用に転換し、一円=金1.5グラムと定められた。一円は一両と等価であり、また偶然にも当時、一円=一米ドルであった。新しい貨幣を製造するため大阪に設置された造幣寮（現在の造幣局）は明治4年に開業し、二十円、十円、五円、二円及び一円の本位金貨幣、補助貨幣として五十銭、二十銭、十銭及び五銭の定位銀貨幣、一銭・半銭及び一厘の補助銅貨幣を製造発行した。

このときから我が国で近代金貨が造られ始め

た。

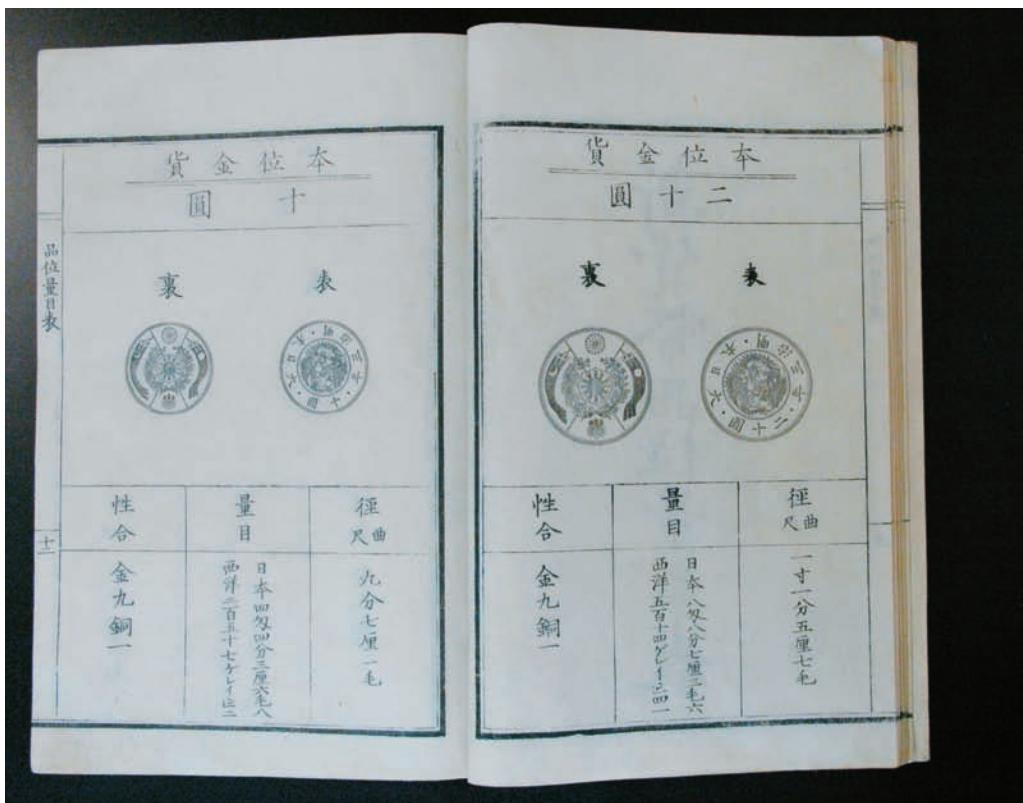
このように新通貨制度は金本位制をもって始まったが、貿易の便に供するため、通常の貨幣の他に「洋銀」と等量目の「一円銀貨（貿易銀）」が発行された。これは当初、開港場のみの通用であったが、明治11年以降自由流通が認められることになり、この結果、日本は実質的には「金銀複本位制」という状況になっていった。ところが、その後、採鉱技術や精錬技術が進歩し、新しい鉱脈も発見されたため銀の生産が非常に増え、銀価格は年を追って下落していった。このような銀の状況を見た欧米諸国では次々に銀貨を正貨から外す動きが相次いだこともあり、金本位制を採用する欧米諸国との外国為替相場はたえず下落して輸出が増加した反面、国内の物価は著しく上昇し、我が国経済に甚大なる影響を及ぼした。

松方正義蔵相は、日清戦争勝利に伴い清国か

### 【豆知識】彫金一代 加納夏雄

いかなる事業であれ、その草創期には必ず「英雄」が現れて事業発展の基礎を固めるものである。加納夏雄の起用に踏み切ったのは万事外国人の技術指導に俟たなければならない貨幣製造の工程の中にあって、せめて金属彫刻だけでも日本人の手でという会計官副知事大隈重信の決断によるものである。

新貨幣の図案は加納夏雄の意見にもとづき、外国人がすすめた天皇の肖像をあらわすことを排し「太陽及び桐葉紋章に竜」を用いる日本独特のものとなった。そしてこの見本貨幣をイギリスに送り極印の製作を注文するのであるが、当時、造幣局の建築に従事していたウォートルズは加納夏雄の作品を見て、これ程の名工が日本にいるのに、わざわざイギリスに極印の製作を発注する必要はあるまいと賞賛したが、当時、日本は外国の技術崇拜がこびりついていたため外国発注の手段がとられた。果たせるかなウォートルズの言にたがわず、イギリスから到着した極印は稚拙で用をなさず、夏雄の手で修正して用いることになる。かくして、明治年間の貨幣の図案と彫刻はことごとく加納夏雄及びその門下の手になったのである。



新貨幣条約の一頁から

## 【豆知識】貨幣のデザイン

明治2年、新貨の原図を作成するとき、ロベルトソン（東洋銀行横浜支店支配人）等は貨幣に元首の肖像をあらわすことが西洋諸国の一通例になっているとし、日本でもこれにならうよう進言した。しかし、我が国では、天皇を現人神と考えていたこともあり国情に反するものとして政府はこれを容認せず、その代わり、古来、天子を象徴する龍の図を中心とし、太陽、菊紋、桐紋、錦旗などを配置することに決定した。明治時代の貨幣の模様は殆ど全て皇室尊崇の念を強調したもので、維新直後でもあり皇威を顯示することに努め、貨幣の表面は全て龍図を中心とし、裏面には菊や桐の紋、錦旗、八稜鏡、日章、菊や桐の枝などを配している。金、銀貨の龍の図は口を開いた「阿龍」、銅貨の龍の図は口を閉じた「吽龍」とし、作風もまたいくらか変えてある。一円金貨幣だけは形が小さくて、緻密な龍の図を彫ることが困難だったので、表面の龍の図の位置に大きく一円という文字を配置した。裏面の図の日章の縦線は赤であることを示し、錦旗の太陽の点々は黄（または金）、月の平滑面は白（または銀）であることを示す色彩符号である。

ら巨額の賠償金を得ることが出来たことを好機ととらえ、明治 29 年 9 月に自ら内閣を組織するや、明治 30 年には金本位制を採用し「貨幣法」という法律を定めた。貨幣法における平価は、実勢に従い、一円 = 金 0.75 グラム (= 0.5 米ドル) と定め、これにより平価は新貨条例のちょうど半分となり、正貨としての金貨は二十円、十円、五円の 3 種類が製造され、大きさは新貨条例による金貨の半分となり、従来の金貨は額面価額の倍で通用することとなった。この金本位制採用が我が国通貨の対外価値を安定さ

せるとともに、外国貿易を着実に発展させ、対内的にも信用の発達、国内経済の発展に好結果をもたらしたことは否定し得ない。

第一次世界大戦の勃発に伴って、主要国は一斉に金輸出や金兌換を禁止、日本も大正 6 年に金輸出を禁止し（金兌換は停止しなかった）、ここに金本位制は事実上停止された。大戦終結後、各国は順次金本位制に復帰していくが、日本は戦後の反動不況、関東大震災、金融恐慌と痛手が続いたことで復帰は遅れ、漸く昭和 5 年 1 月に金輸出の禁止を解く（金解禁）ことに



昭和 5 年発行 20 円金貨

### 【豆知識】貨幣ウラ話

明治 4 年の新貨条例以降貨幣の模様は、天子の象徴である龍の図のある方が表面とされてきたが、日清戦争で敵国として戦い、これを完敗させた結果、皇室の紋章菊・桐の方を表面、「龍の図」を裏面とすることに改められた。これは日清戦争後、龍を尊ぶのは中国の思想であり、我が国の天皇の象徴として用いるのは不適当であるという世評が高まつたことによるものである。そこで貨幣法による新貨幣では、金貨幣から龍の図を外し、銀貨幣、銅貨幣ではこれを裏側に回し、以来、貨幣は製造年名のある側が裏側となつた。

これが文字通りウラ話である。

なった。金解禁に併せて久々に金貨（昭和5、6、7年銘二十円貨及び五年銘五円貨）が製造されたが、金の海外流出が甚だしく、直ぐに停止、その後は補助貨幣のみが製造された。

（参考）金貨製造枚数（昭和4～6年）

年度別	20円金貨幣	5円金貨幣
昭和4年	2,504,739枚	853,209枚
昭和5年	10,662,279枚	
昭和6年	6,809,368枚	

その後、昭和6年の満州事変、8年の国際連盟脱退などにより我が国は準戦時体制に突入し軍備の増強に努めたので对外支払用の金の確保が必要となっていました。このため金本位制は完全に停止され、記念金貨の製造を除けば昭和7年以降、金貨の製造は今日に至るまで停止されている。

### （3）その後、近代金貨売却までの経緯

昭和12年の盧溝橋事件に始まる日中戦争（日華事変）の拡大に伴い、政府は輸入物資の对外決済などに金の必要性が非常に高まった。このため、同年、「産金法」、「金資金特別会計法」を公布施行し、金の増産を図るとともに対外決済に必要な金の一元的な運用を図るため金を政府に集中することとし、政府に金製品、金地金、金貨幣が集まつた。銀についても昭和14年から金資金特別会計で集中買い入れすることになり、昭和16年第二次世界大戦勃発とともに、一般国民からの金銀の回収が本格化することになった。

第二次世界大戦後、昭和20年から約5年間にわたり、政府機関、民間が所有していた貨幣類は、GHQ（連合国総司令部）により他の貴金属やダイヤモンドとともに接収されたが、その後、昭和27年サンフランシスコ講和条約の締結に伴い日本国政府に返還された。

政府は、接収貴金属等の処理を行うため、昭和29年に「接収貴金属等の処理に関する法律案」を国会に提出、昭和34年に同法律が可決成立し、これに基づき、正当な権利者に返還すべきものは返還し、国庫に帰属させるべきものは国庫に帰属させるべき措置をとった。

大蔵省は、国庫に帰属することとなった接収貴金属等について、ダイヤモンドを昭和41年から数年にかけて売却し、次に銀地金の一部を昭和52年から一定期間にわたり売却、銀貨や小判も昭和57年に売却した。

貴金属特別会計で管理保有されていた金地金、金貨、銀地金等については、昭和52年度末に貴金属特別会計が廃止となった際、金地金は日本銀行に売却され、残った金貨や銀地金などは一般会計において物品として管理保有されることとなった。このうち、銀地金などは平成15年度に市場に売却し、今回、最後に残った近代金貨（具体的には、明治4年から昭和7年までに発行された金貨）をオークション形式で売却したものである。

今回のオークションを経て売却された近代金貨は、その骨董的価値もあり、売却代金総額は57億3,931万2,017円に上り、一般会計の歳入に充てられた。参考までに、一連のオークションにおいてお手頃な価格で落札された金貨、高

○お手頃な価格で落札された近代金貨

オークション	Lot番号	ID番号	金種	年号	グレード	落札金額 (単位:円)
2008.5 書面	63	14861	旧1円	明治4年後期	並品未満	10,000
2008.5 書面	64	15059	旧1円	明治4年後期	並品未満	10,000
2007.9 第5回ネット	162	12957	旧1円	明治4年後期	並品未満	10,600
2007.2 第4回ネット	7376	11503	旧1円	明治4年後期	並品未満	11,000
2007.9 第5回ネット	1589	12706	旧1円	明治4年後期	並品未満	11,000

○高額落札された近代金貨

オークション	Lot番号	ID番号	金種	年号	グレード	落札金額 (単位:円)
2008.2 第6回公開	221	08343	旧2円(縮小)	明治13年	極美品	32,100,000
2005.10 第1回公開	321	08341	旧2円(縮小)	明治10年	極美品	17,000,000
2008.2 第6回公開	10	00099	旧20円	明治9年	極美品	17,000,000
2005.10 第1回公開	12	00097	旧20円	明治9年	極美品	16,000,000
2005.10 第1回公開	1096	32609	新5円	昭和5年	完全未使用品	16,000,000

額落札された金貨を別表にご紹介する。

平成17年から約3年半、計13回（6回の公開オークションと7回のインターネットオークション）に及ぶオークションは、関係者の方々のご協力を得て順調に実施され、政府保有資産の売却による国庫への寄与という観点からは一定の役割を果たしたと思われる。

今回のオークションを経て、近代金貨は全て政府の手を離れたが、近代金貨を始め、貨幣全般にご興味のある方には、下記参考文献をご覧いただきたい。

（文中、意見に係る部分は全て筆者の私見である。）

【出所】

造幣局80年史（大蔵省造幣局編）

造幣局100年史（大蔵省造幣局編）

コインの歴史（忍泰男著）

通貨と銀行の歴史（忍泰男著）

貨幣の豆知識（財団法人 造幣局泉友会編）

近代通貨ハンドブック 日本のお金（大蔵省理財局国庫課長 松尾良彦 監修）

日本貨幣物語（久光重平 大蔵省元造幣局長著）

貨幣なぜなぜ質問箱（財務省理財局、独立行政法人造幣局編）

日本貨幣略史（日本銀行編）